

指宿市民会館整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル一次審査に関する質疑・回答書

番号	質疑事項	回答
1	<p>募集要項 P.4 IV-1-(13)に「平成10年4月1日から公告日までの間に完成、引渡しが完了した、、、」との記載がありますが、平成10年3月31日以前に実施設計を完了した建物でも、平成10年4月1日以降に建物が竣工、引渡し完了した基本設計又は実施設計業務であれば実績として使用できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>平成10年4月1日から公告日までに基本設計又は実施設計業務の完成、引渡し完了しているものが実績として使用できませんが、平成10年3月31日以前に実施設計が完了している建物は実績として使用できません。</p>
2	<p>募集要項 P.4 IV-2-(2)に示された各主任技術者のうち、音響設計については、意匠主任技術者・電気設備主任技術者による兼任も可能でしょうか。</p>	<p>各主任技術者は、各分野の専門知識と設計等業務実績を有している必要があります。兼任も可能です。</p>
3	<p>募集要項 P.4 IV-2-(5)に「設備分野担当の主任技術者には、設備設計一級建築士であること。」との記載がありますが、電気設備又は機械設備のどちらかの主任技術者が設備設計一級建築士の資格を有していればよいとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>電気設備及び機械設備の主任技術者とも設備設計一級建築士の資格を有している必要があります。</p>
4	<p>募集要項 P.4 IV-2-(10)に「①500席以上の劇場・ホール施設の建築設計及び監理の実績を平成10年4月1日から公告日までの間に設計業務の履行が、完了した実績を有すること、、、」との記載がありますが、質問①同様に平成10年3月31日以前に実施設計を完了した建物でも、平成10年4月1日以降に監理業務を行い、建物が竣工、引渡し完了した建物であれば実績として使用できるとの解釈でよろしいでしょうか。また、この場合の「500席以上」とは、固定席・可動席は問わないとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>平成10年4月1日から公告日までに設計業務の履行が完了しているものが実績として使用できますが、平成10年3月31日以前に実施設計が完了している建物は実績として使用できません。また、500席以上とは、固定席500席以上のものです。</p>
5	<p>募集要項P.6 V-1-(1)提出書類において様式6号 事務所主要業務実績書、様式7号 代表作品調書について掲載する実績の用途・規模は、縛られないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項3ページ、IV 参加資格要件、1 資格要件、(13)に示された履行実績の要件に該当するものを記載してください。</p>
6	<p>募集要項P.8 V-1-(3)一次審査の方法において一次審査における評価点は、二次審査以降の総合的な評価には加味されないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>公募型プロポーザルの評価基準は公表しません。</p>